

-----  
○出会い系サイト被害撲滅全国一斉110番が実施されます。  
-----

出会い系サイトを通じて多額の金銭被害を被るケースが多発していることから、この問題に取り組む全国の弁護士が「出会い系サイト被害全国連絡協議会」を結成し、27の地域において一斉に110番を実施することとなりました。

大分県弁護士会でも、「インターネット詐欺被害110番～出会い系詐欺、パチンコ・競馬攻略法詐欺、財産あげます詐欺～」と称して電話相談を行います。

☆日時：平成23年12月12日（月）午後1時から午後4時まで

☆電話番号：097-536-2227

「出会い系サイト」といっても、その手口は、内職や求職中の方が「収入を得られる」というチラシや広告で勧誘され、結果として「出会い系サイト」に登録するなど、複雑な構造のものへと変化しています。

また、出会い系サイトにおける決済手段は、決済代行業者や電子マネー、集金・収納代行業者を介するなど、法律関係が複雑で、解決までに時間を要することから、被害回復を断念する被害者が後を絶ちません。

大分県弁護士会では、この110番活動を通じて被害の実態を把握するとともに、具体的な相談についてアドバイス等を行い、被害回復の促進や被害の予防を図ることとしています。

出会い系サイト被害でお悩みの方は、ぜひこの機会にご相談ください。

なお、国民生活センターでも、各地の弁護士会等と連動して同種の電話相談を実施します。

国民生活センターの「悪質“出会い系サイト”被害全国一斉110番」は

☆日時：平成23年12月12日（月）～13日（火）午前10時から午後4時まで

☆電話番号：03-5793-4110

-----  
**【国民生活センター情報】**

悪質“出会い系サイト”における高額請求の被害－収入が得られると誘導されたサイトでメール交換－

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111201\\_3.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111201_3.html)

-----  
**【消費生活に関するご相談は・・・】**

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp

=====